

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 医療DXの進歩を考慮して、基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること。

二 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることに鑑み、
地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含
め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うこと。

三 中小規模の事業者にとっては、規制への対応が大きな負担となり得ることから、特定社会基盤事業者に
指定しようとする場合には一層配慮して慎重に行うこと。

四 基幹インフラ制度に基づき、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をと
るべきこと等を勧告及び命令した場合の中小企業を含めた事業者の負担に配慮し、事前に政府より十分な
情報提供を行うなど、対応に万全を期すこと。